

## 学校経営のポイント

### “日本語力”に関する文化審議会答申

若井 彌一

2月3日、文化審議会が「これからの時代に求められる国語力について」と題する答申をまとめ、河村文部科学大臣に提出した。

#### “常用漢字の読み方習得”等を提言

文化審と略称されるこの審議会は、中教審ほどがピュラーではないが、法令上は文部科学省設置法に基づき設置されており（第28条第1項）、文部科学大臣または文化庁長官の諮問に応じ、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議すること（第29条第1項第1号）、国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること（同条同項第3号）等を所掌事項としており、結構重い存在である。

さて、本題である。文化審は上記の答申を行ったが、この答申で注目されるのは、現行の常用漢字の大半の読み方については、小学校卒業（修了）段階でできるようにするとの提言である。

周知のように、現行の常用漢字（1945字）は、かつての「当用漢字」に代わるものとして、昭和56（1981）年3月に当時の国語審議会が答申し、同年10月に告示されたものである。当用漢字は、昭和21（1946）年に定められたもので1850字であったが、国民生活で頻用されている漢字の実態等をふまえ、1945字が選定された。

当用漢字も常用漢字も、呼称の違いはあるものの、一般の国民生活のなかで読み書きすることが必要と想定されているものである。今回の文化審の提言は、常用漢字そのものを増加するという内容ではなく、これまでの学校教育における漢字教育のあり方を見直し、小学校卒業段階で大半の常用漢字についてはこれを読めるようにするという趣旨のものである。

賛否両論それぞれに言い分があるとは思われるが、

かなり大胆な答申ではあるものの、教育界に無理難題を押しつけるという類の提言ではなかろうと思うが、どうであろうか。

念のため、お断わりしておきたい。今回の文化審の答申は、あくまで文部科学大臣に対する答申であり、この答申自体が告示として、それが学校教育において実施されることを迫るものではない。

答申では、小学校における現行の「国語」にあてる授業時数の大幅増も求めており、学習指導要領の見直しが必要となる。授業時数の割振り問題は、文化審の担当事項ではないので、今回の答申を受けて中教審で検討されることになる。

#### 国語教育の“点検と充実”の参考に

毎日、児童・生徒の教育に「追われる」ような気分を注いでいる教職員にしてみれば、今回の答申など「また、よけいなことを答申して、現場に負担を強いる気か！」というような感じがするかもしれない。審議会の答申ラッシュとでも形容するにふさわしい状況が続いており、もっと先見性のある、落ち着いた息の長い教育実践を促す内容の教育改革政策を望むことは、ごく当然のことである。

思いつき（浅慮）のレベルではなく、熟慮の苦勞が窺える内容の答申を心がけることの必要性を文科省のパブリックコメント等のルートを活用して訴えていくことも効果的であろう。

他方、今回の文化審の答申の骨子を新聞・雑誌等で確認するとともに、“わが校”の国語教育の取組みについて、目標設定の具体性、取組みの成果と今後の課題を検討していく際の参考としてみたい。答申内容の実践的妥当性の程度も、それによって明らかとなってくると思われる。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授）

●新刊案内●

緊急出版！

2月16日刊行

申込み受付中

教育開発研究所刊

文科省通知（12/26）に基づく改訂のポイントを徹底解説 / B5判 240頁・定価 2500円

## 『改訂学習指導要領 全文と要点解説』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）